

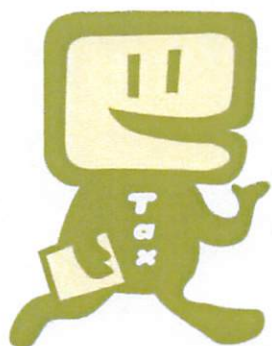
太陽の花組合員の皆様へ

ご存知ですか!? 平成 26 年から 記帳が義務化

(平成 23 年度「納税環境整備に関する国税通則法等の改正」による)

されます!!

※事業規模に関係なく全事業者対象です



電子申告イメージキャラクター：イータ君

今は、青色申告者と総所得 300 万円以上の白色申告者は記帳が義務付けされているけど・・・

青色申告って

- ① 青色申告特別控除として最高 65 万円控除できる
※その年の 3/15 までに税務署への届出が必要です
- ② 天候不順や市場価格下落などで、その年赤字でも、翌年以降 3 年間繰り越すことができ、各年分の黒字額から控除できる
- ③ 事業専従者（生計を一にする親族）の給与額を自由に設定できる（白色申告では配偶者 86 万円・その他親族 50 万円までしか設定できません）
※支給開始日から 2 ヶ月以内に税務署への届出が必要です
※従業員が 10 名未満であれば納期特例の申請もお忘れなく！

全事業者に記帳が義務化されるなら、青色申告を選択したほうが良さそうだね！

